

4 中小企業の皆さんへ 補助金や助成金を交付します

各支援制度にはそれぞれ対象要件がありますので、申請に係る詳細は、町ホームページを確認するか、お問い合わせください。

☎産業課商工水産観光係 ☎ 985-4120



雇用調整助成金の 申請事務委任に要した経費の一部を補助

国の雇用調整助成金などを申請する際、書類の作成などを社会保険労務士に依頼することで要した経費の一部を補助します。

▶対象者 次の全てを満たす事業者

- ①主たる営業所が町内にあるか、個人の場合は町内に住民登録があること
- ②国から雇用調整助成金などの支給決定を受けていること
- ③町税を滞納していないこと

▶補助金額

対象経費の1/2の額(上限10万円)

新ビジネスモデル展開促進補助金

愛媛県商工会連合会(県連)が実施する新ビジネスモデル展開促進補助金(通常枠)の交付を受ける事業者は、上乗せで補助金を交付します。

▶対象者 次の全てを満たす事業者

- ①本店が町内にあるか、個人の場合は町内に住民登録があること
- ②県連の新ビジネスモデル展開促進補助金の交付決定を受けていること
- ③町税を滞納していないこと

▶補助金額

対象事業の1/12の額(上限12万5千円)

※ 県連は対象事業の2/3(上限100万円)を交付

県の支援制度もあります

▶新ビジネスモデル展開促進補助金

社会・経済環境の変化に応じた新たなビジネスモデルに取り組む事業者への支援

●申請期限 6月24日(金)

☎松前町商工会 ☎ 984-1427



国の支援制度もあります

▶雇用調整助成金

事業活動の縮小を余儀なくされた場合に、従業員の雇用維持を図るために雇用調整(休業)を実施する事業主を支援



▶事業再構築補助金

新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編やこれらの取り組みを通じた規模の拡大など思い切った事業再構築に意欲を持つ事業者の挑戦を支援



※詳細は、QRコードからそれぞれのホームページへ。

緊急地域雇用維持助成金

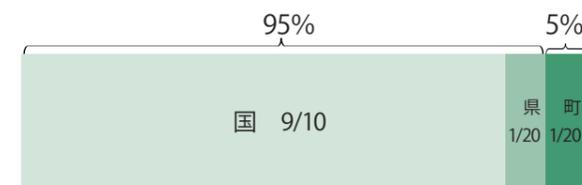
▶対象者 雇用を維持するため、労働者を一時的に休ませる間に休業手当を支給する事業者のうち、次の全てを満たす事業者

- ①営業所が町内にあるか、個人の場合は町内に住民登録があること
- ②国から雇用調整助成金(助成率9/10のもの)の支給決定を受けていること
- ③町税を滞納していないこと

▶助成金の額

国の支給決定額の1/18(1事業所100万円を限度)

▶助成金の負担割合イメージ



新型コロナワクチン(以下「ワクチン」)接種や新型コロナウイルス感染症(以下「コロナ」)の影響を受ける皆さんへの支援制度の情報をまとめました。

1 ワクチン接種についてお知らせします

▶追加接種(3回目)を希望する人へ

次のいずれかの方法で接種日時を予約しましょう。

①インターネットで予約

スマートフォンなどで右のQRコードを読み込んで、予約サイトから予約する。



②コールセンターで予約

右の番号に電話して予約する。☎ 909-3253

【受付時間】 9時～18時(土・日・祝を除く)

※ 急なキャンセルが出た場合など、緊急の接種に協力してくれるキャンセルサポーターの登録や、1・2回目接種を希望する人は、子育て・健康課(☎985-4118)まで連絡を。



2 国民健康保険税(国保税)介護保険料(介護)後期高齢者医療保険料(後期)を減免します

▶対象者 コロナの影響を受け、国保税、介護・後期保険料の納付が難しい人で、次のいずれかを満たす人

- ①コロナにより主たる生計維持者が死亡したか、重篤な傷病を負った世帯
- ②コロナの影響で主たる生計維持者の収入減が見込まれ、次の全てに該当する世帯
 - ・ 事業収入などの減少見込み額が、前年の事業収入などの3/10以上である。
 - ・ 前年の所得が1,000万円以下である(介護以外)。
 - ・ 減少する事業収入など以外の前年の所得の合計額が400万円以下である。

※ 申請に係る詳細は、町ホームページを確認するか、お問い合わせください。

▶申請先・問い合わせ

(国保税) 税務課町民税係 ☎ 985-4110

(介護・後期) 保険課保険料係 ☎ 985-4227

▶追加接種(4回目)を希望する人へ

3回目接種から5カ月以上経過した対象者に接種券を郵送します。

【対象者】

- ①60歳以上の人
 - ②18歳から59歳の人で、基礎疾患がある人や、その他重症化リスクが高いと医師が認める人
- ※ ②の人は事前申請が必要です。申請方法が決まり次第、広報まさきや町ホームページでお知らせします。

▶追加接種の進捗状況

3回目接種者数 17,964人(5月16日現在)

▶申込先・問い合わせ

子育て・健康課健康増進係 ☎ 985-4118

3 国民健康保険・後期高齢者医療保険加入者に傷病手当を支給します

▶対象者 被用者(雇い主から給与の支払いを受けている人)で、次の理由で療養のため働けなくなり、給与(全部または一部)の支払いがない人

- ①コロナに感染した
- ②発熱などの症状がありコロナの感染が疑われた

▶対象日 働けなくなった日から起算して3日を経過した日以降で、働けない期間のうち働くことを予定していた日

▶支給額 (直近の連続した3カ月間の給与収入の合計額÷就労日数)×2/3×対象日数

▶適用期間 令和2年1月1日～令和4年9月30日の間で療養のため働けない期間

※ 申請に係る詳細は、町ホームページを確認するか、お問い合わせください。

▶申請先・問い合わせ

保険課医療保険係 ☎ 985-4107